

動力プレスの金型取付け調整等の業務特別教育 案内書

法令根拠 講習内容

・労働安全衛生法第 59 条の規定により、動力により駆動されるプレス機械（以下「動力プレス」という。）の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務は、特別教育を実施することが義務づけられています。



申込方法

受付開始：原則、開催日の2ヶ月前（その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日）
 申込締切：開催日の2週間前（その日が土・日、祝祭日の場合はその前日）なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。
 手続方法：窓口申込、郵送申込（現金書留、銀行振込）の方法があります。
 詳細はホームページをご参照ください。

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

受講資格

プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整について2時間以上実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 講習時間

科目	時間
プレス機械又はシャー及びこれらの安全装置又は安全囲いに関する知識	2時間
プレス機械又はシャーによる作業に関する知識	2時間
プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、調整等に関する知識	3時間
関係法令	1時間
合計 8時間 … この時間には休憩時間を含んでいません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。	

受講料

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	9,900円	1,100円	11,000円
会員	6,600円		7,700円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

修了証

・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付いたします。
 ・事業者様には受講証明書を発行いたします。(3年間の保存義務があります。)